特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上三川町は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	住民基本台帳に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

上三川町長

公表日

令和8年11月16日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市町村（特別区を含む。）（以下「市町村」という）が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更及び個人番号の変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カードならびに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	住民基本台帳システム 証明書コンビニ交付システム 住民基本台帳ネットワークシステム サービス検索・電子申請機能 申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
住民基本台帳ファイル 住基ネット本人確認情報ファイル 住基ネット転出証明情報ファイル 住基ネット広域住民票ファイル 発行用住民票ファイル 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）　（平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（住基法）　（昭和42年7月25日法律第81号）（平成25年5月31日法律第28号施行時点） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項） ■情報照会は実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課　〒329-0696　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民課　〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（入手）	[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本業務における特定個人情報ファイルの作成・利用・保管・廃棄等の一連の取扱については、人手を介在させる作業における人為的ミスの発生リスクを以下の対策により十分に低減している。 ・標準化・マニュアル化 マニュアルとチェックリストを整備し、職員が統一した手順で作業を実施している。 ・ダブルチェック・承認体制 個人番号の入力・抽出・送付・廃棄など、重要な工程は複数名で確認する体制を確立している。 ・特定個人情報ファイル管理 ファイルは利用目的ごとに明確に管理し、アクセス制御・操作ログ記録・点検を行う。 ・教育・研修 担当就任時に個人番号の取扱いも含めた内容の研修を行い、、誤操作・誤送付の防止を徹底する。 以上の取り組みにより、特定個人情報ファイルの安全管理措置を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号に係る文書等について、「公的個人認証サービス事務処理要領」等を再確認しつつ、文書の取扱いや保存年限等を周知・共有を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月18日	Ⅰ関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル 住基ネット本人確認情報ファイル 住基ネット転出証明情報ファイル 住基ネット広域住民票ファイル 発行用住民票ファイル	住民基本台帳ファイル 住基ネット本人確認情報ファイル 住基ネット転出証明情報ファイル 住基ネット広域住民票ファイル 発行用住民票ファイル 送付先情報ファイル	事後	
平成29年3月31日	Ⅰ関連情報　4情報提供ネットワークシステムによる情報連携. ②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 なし 【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条	【別表第二における情報照会の根拠】 なし 【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22の2条,第23条、第24条、第25条、第26の3条,第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43の3条、第43の4条、第44の2条、第45条、第48条、第49の2条、第47条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59の2	事前	
平成29年3月31日	Ⅰ．関連情報 5. ②所属長	住民生活課長　横島　晃	住民生活課　小島　賢一	事後	
平成30年3月30日	Ⅰ関連情報　4情報提供ネットワークシステムによる情報連携. ②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 なし 【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22の2条,第23条、第24条、第25条、第26の3条,第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43の3条、第43の4条、第44の2条、第45条、第48条、第49の2条、第47条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59の2条	【別表第二における情報照会の根拠】 なし 【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の 2,91,92,94,96,101,102,103,106,108,111,112,113,114,116,119の項並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22の3条第22の4条,第23条、第24条、第25条、第26の3条,第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43の3条、第43の4条、第44の2条、第45条、第48条、第49の2条、第47条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59の2条、第59の3条	事後	
令和1年6月30日	Ⅰ．関連情報 5. ②所属長	住民生活課　小島　賢一	住民課長　星野　和弘	事後	
令和1年6月30日	Ⅰ．関連情報 7. 請求先	住民生活課	住民課	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ．しきい値判断項目 1対照人数 いつ時点の計数か	平成２７年２月２７日時点	平成３１年３月３１日時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ．しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成２７年２月２７日時点	平成３１年３月３１日時点	事後	
令和2年6月3日	Ⅰ関連情報　4情報提供ネットワークシステムによる情報連携. ②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 なし 【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の 2,91,92,94,96,101,102,103,106,108,111,112,113,114,116,119の項並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22の3条第22の4条,第23条、第24条、第25条、第26の3条,第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43の3条、第43の4条、第44の2条、第45条、第48条、第49の2条、第47条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59の2条、第59の3条	【別表第二における情報照会の根拠】 なし 【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第50条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58	事後	
令和2年6月3日	Ⅱ．しきい値判断項目 1対照人数 いつ時点の計数か	平成３１年３月３１日時点	令和２年３月３１日時点	事後	
令和2年6月3日	Ⅱ．しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成３１年３月３１日時点	令和２年３月３１日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	市町村（特別区を含む。）（以下「市町村」という）が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機	市町村（特別区を含む。）（以下「市町村」という）が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民基本台帳システム 証明書自動交付機システム 証明書コンビニ交付システム 中間サーバー・ソフトウェア 住民基本台帳ネットワークシステム	住民基本台帳システム 証明書コンビニ交付システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事前	
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 なし 【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3,第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第50条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3	■情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項） ■情報照会は実施しない	事後	
令和7年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数　いつ時点の計数か	令和2年3月31日　時点	令和7年3月31日　時点	事後	
令和7年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年3月31日　時点	令和7年3月31日　時点	事後	
令和7年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 3．重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和7年9月1日	Ⅲしきい値判断結果 しきい値判定結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和7年9月1日	Ⅳリスク対策 1．提出する特定個人情報評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である 【判断の根拠】 本業務における特定個人情報ファイルの作成・利用・保管・廃棄等の一連の取扱については、人手を介在させる作業における人為的ミスの発生リスクを以下の対策により十分に低減している。 ・標準化・マニュアル化 マニュアルとチェックリストを整備し、職員が統一した手順で作業を実施している。 ・ダブルチェック・承認体制 個人番号の入力・抽出・送付・廃棄など、重要な工程は複数名で確認する体制を確立している。 ・特定個人情報ファイル管理 ファイルは利用目的ごとに明確に管理し、アクセス制御・操作ログ記録・点検を行う。 ・教育・研修 担当就任時に個人番号の取扱いも含めた内容の研修を行い、、誤操作・誤送付の防止を徹底する。 以上の取り組みにより、特定個人情報ファイルの安全管理措置を講じている。	事後	
令和7年9月1日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		【〇】全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ　関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	住民課　〒329-0696　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	総務課　〒329-0696　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	事後	
令和8年8月24日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民基本台帳システム 証明書コンビニ交付システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	住民基本台帳システム 証明書コンビニ交付システム 住民基本台帳ネットワークシステム サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事後	
令和8年8月24日	Ⅱしきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和8年8月24日	Ⅲしきい値判断結果 しきい値判定結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和8年8月24日	Ⅲしきい値判断結果 Ⅳ　リスク対策	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	
令和8年8月24日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	【〇】全項目評価又は重点項目評価を実施する		事後	
令和8年8月24日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ・当該対策は十分である ・判断の根拠：個人番号に係る文書等について、「公的個人認証サービス事務処理要領」等を再確認しつつ、文書の取扱いや保存年限等を周知・共有を行っている。	事後	